

議案第 25 号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の全部改正について

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例を次のとおり制定しようとする。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例(平成16年伊賀市条例第193号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条並びに土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第3項及び法第96条の4第1項において準用する法第36条第1項の規定による分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地改良事業 法第2条第2項に規定する土地改良事業(同項第5号に掲げる事業を除く。)及びこれに準ずる土地改良事業をいう。
- (2) 林道整備事業 林道開設事業、林道改良事業その他の林道整備事業をいう。
- (3) 農林水産施設災害復旧事業 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地若しくは林地又は農業用施設若しくは林道施設を原形に復旧する事業(法第2条第2項第5号に掲げる事業を含む。)をいう。

(分担金を徴収する事業)

第3条 分担金の徴収の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 土地改良事業
- (2) 林道整備事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業

(分担金の納付義務者)

第4条 前条第1号に掲げる事業に係る分担金の納付義務者は、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者とする。

- 2 前条第2号及び第3号に掲げる事業に係る分担金の納付義務者は、当該事業により特に利益を受ける者（前条第3号に掲げる事業のうち法第2条第2項第5号に掲げる事業に該当するものにあつては、法第3条に規定する資格を有する者を含む。）とする。

(分担金の額)

第5条 分担金の総額は、第3条に規定する事業に要する費用のうち、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

- 2 納付義務者の分担金の額は、事業費割、地積割及びその他を基準として算定する。

(分担金の徴収方法)

第6条 分担金は、市長が定める納入通知書により、期日を定め徴収するものとする。

- 2 市長は、納付義務者の申出により特に必要があると認めるときは、当該納付義務者に係る分担金の全部又は一部を前項の規定により定めた期日を越えて徴収することができる。この場合において、当該分担金は、分割して徴収することができる。

(分担金の減免)

第7条 市長は、災害その他の事由により分担金の徴収が著しく困難であると認めるときは、分担金を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(伊賀市における三重県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の廃止)

- 2 伊賀市における三重県営土地改良事業に係る分担金徴収条例(平成16年伊賀市条例第197号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例又は伊賀市における三重県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の規定により課した分担金については、なおそれぞれ従前の例による。

別表(第5条関係)

事業の区分		分担金の額
土地改良事業	県営事業	事業に要する費用のうち市が負担する額に100分の50を乗じて得た額以内において市長が定める額
	市補助事業	事業に要する費用の額から国及び県から交付される補助金の額を控除した額に100分の50を乗じて得た額以内において市長が定める額
	市単独事業	事業に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額以内において市長が定める額
林道整備事業		事業に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額以内において市長が定める額
農林水産施設災害復旧事業		事業に要する費用の額から国及び県から交付される補助金の額を控除した額に100分の50を乗じて得た額以内において市長が定める額